

事業系ごみの処理方法

会社や商店、飲食店、医院、農林漁業などの事業活動から生じた「**事業系ごみ**」は、**ごみステーションに出すことはできません。**

廃棄物処理法に基づき、事業者自らの責任で適正に処理する必要がありますので、以下の方法により処理をお願いします。



<事業系一般廃棄物>

- ・紙くず(廃棄書類、紙製容器など)
- ・木くず(剪定枝、木製文具など)
- ・繊維くず(天然素材のもの)
- ・厨芥類(生ごみ)



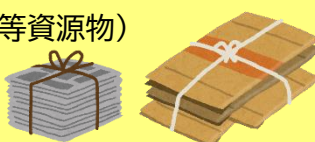
ごみ焼却施設へ直接持込み

- ・ごみ袋を使う場合、中身が確認できる透明、半透明の袋を使用してください。
- ・処理料金…10kgにつき120円

- ・粗大ごみ(木製)



- ・紙類(新聞、段ボール等資源物)



一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者へ処理を依頼又は直接持込み

- ・許可業者は、鶴岡市HPでご確認ください。



資源回収業者に処理を依頼又は直接持込み

<産業廃棄物>

- ・廃プラスチック類(プラ容器、ビニール、合成繊維くずなど)
- ・金属くず(スチール・アルミの空き缶、刃物類など)
- ・ガラスくず・陶磁器くず(空きびん、陶磁器など)
- ・廃油



など、法律で定められた20種類の廃棄物

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者に 処理を依頼又は直接持込み

- ・許可業者については、山形県庄内総合支庁環境課(☎66-2111)にお問合せください。